

議案第 81 号

一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年桐生市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第10条第3項中「、第12条第2項及び第17条の6」を「及び第12条第2項」に改め、「及び給与条例第17条の6」を削る。

第4条 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 81 号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

国に準じて期末手当の支給月数の引下げを行うため、所要の改正を行おうとするものです。